

計画作成年度	平成28年度
計画主体	石川町代表、玉川村 平田村、浅川町、古殿町

石川地方鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 石川町産業振興課
 所在地 福島県石川郡石川町字長久保 185-4
 電話番号 0247-26-9126
 FAX 0247-26-0360
 メールアドレス sangyou@town.ishikawa.fukushima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、カルガモ、カラス、カワウ、アオサギ、ハクビシン、ダイサギ、コサギ、アナグマ
計画期間	平成29年度～平成31年度
対象地域	石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(27年度)

鳥獣の種類	町村	被害状況	
		品目	被害額
イノシシ	石川町	水稻	277 千円 64a
		バレイショ	318 千円 20a
		カボチャ	165 千円 20a
		計	760 千円 104a
	玉川村	水稻	105 千円 10a
		青刈トウモロコシ	59 千円 9a
		バレイショ	817 千円 50a
		カボチャ	121 千円 13a
		計	1,102 千円 82a
	平田村	水稻	56 千円 20a
		バレイショ	160 千円 15a
		サツマイモ	100 千円 10a
		カボチャ	180 千円 10a
		デントコーン	60 千円 15a
		計	556 千円 70a
	浅川町	水稻	125 千円 20a
		バレイショ	330 千円 10a
		トウモロコシ	75 千円 5a
		計	530 千円 35a
	古殿町	水稻	595千円 340a
		バレイショ	485千円 145a
		計	1,080千円 485a
	イノシシ合計		4,028千円 776a
カルガモ	石川町	水稻	27千円 2a
	玉川村	水稻	231千円 22a
	平田村	水稻	21千円 10a
	浅川町	水稻	25千円 3a
	古殿町	水稻	121千円 40a
	カルガモ合計		425千円 77a

カラス	石川町	—	
	玉川村	トマト	1,525千円 14a
		スイカ	1,056千円 4a
		計	2,581千円 18a
	平田村	バレイショ	5千円 5a
	浅川町	トマト	500千円 3a
	古殿町	青刈りトウモロコシ	129千円 20a
	カラス合計		3,215千円 46a
カワウ	石川町	ウグイ、フナ、コイ等	5,638千円 2,420kg
	玉川村	—	
	平田村	—	
	浅川町	コイ、ウグイ、ヤマメ	200千円 100kg
	古殿町	ヤマメ、ウグイ	350千円 420kg
	カワウ合計		6,188千円 2,940kg
アオサギ	石川町	—	
	玉川村	水稻	0千円 0a
	平田村	—	
	浅川町	—	
	古殿町	ヤマメ、ウグイ	0千円 0kg
	アオサギ合計		0千円 0a 0kg
ハクビシン	石川町	—	
	玉川村	カボチャ	0千円 0a
	平田村	—	
	浅川町	トウモロコシ	42千円 3a
		カボチャ	23千円 1a
		計	65千円 4a
	古殿町	青刈りトウモロコシ	57千円 29a
		飼料用カボチャ	53千円 21a
		計	110千円 50a
	ハクビシン合計		175千円 54a
ダイサギ	石川町	—	
	玉川村	水稻	0円 0a
	平田村	—	
	浅川町	—	
	古殿町	ヤマメ、ウグイ	0円 0kg
	ダイサギ合計		0円 0kg
コサギ	石川町	—	
	玉川村	水稻	0円 0a

	平田村	—	
	浅川町	—	
	古殿町	ヤマメ、ウグイ	0円 0kg
	コサギ合計		0円 0a 0g
アナグマ	石川町	—	
	玉川村	—	
	平田村	—	
	浅川町	—	
	古殿町	飼料用カボチャ、トウモロコシ	20千円 10a
	アナグマ合計		20千円 10a

※カルガモの石川町の被害状況は過去3年間の平均を使用。

(2) 被害の傾向

① イノシシの被害

イノシシの被害は郡内一円で発生し、水稻(7月～10月)、バレイショ(3月～6月)などの食害が発生している。また、原子力発電所事故に伴う狩猟活動の低下により個体数の増加が認められ、水田の畦畔の掘り起こしや家畜飼料の食い荒らしなどの農作物以外の被害も年々増加傾向にある。

② カルガモの被害

カルガモによる被害は、郡内一円で発生し、田植期(5月上旬)から6月上旬にかけて、食害や倒伏等の被害が発生している。また、近年、飛来数が増加する傾向にあり、被害面積が年々拡大している。

③ カラスの被害

カラスによる被害は、石川町を除き、4月から5月にかけて青刈りトウモロコシなどの飼料作物の食害が発生している。

④ カワウの被害

カワウによる被害は、石川町内を流れる今出川・浅川町内を流れる社川・古殿町内を流れる鮫川及びその支流において、放流したヤマメ・ウグイの食害が発生している。近年、飛来数の増加にともない被害量が増加する傾向が見られる。

なお、ヤマメの稚魚は毎年6月に100kg程度、ウグイの稚魚は10月に130kg程度放流しており、被害は一年を通して発生している。

⑤ アオサギの被害

アオサギによる被害は、玉川村内で水田に苗を移植した時期に踏み倒し並びに引き抜き、及び、古殿町内の養魚池で飼育しているヤマメ・ウグイの食害が確認されている。近年、飛来数の増加に伴う被害の拡大が懸念されている。

⑥ ハクビシンの被害

ハクビシンによる被害は、玉川村・浅川町・古殿町内で発生し、5～6月にかけて、飼料用カボチャ、トウモロコシの食害が発生しており、被害面積が年々拡大する傾向にある。

⑦ ダイサギの被害

ダイサギによる被害は、玉川村内で水田に苗を移植した時期に踏み倒し並びに引き抜き、及び、古殿町内の養魚池で飼育しているヤマメ・ウグイの食害が確認されている。近年、飛来数の増加に伴う被害の拡大が懸念されている。

⑧ コサギの被害

コサギによる被害は、玉川村内で水田に苗を移植した時期に踏み倒し並びに引き抜き、及び、古殿町内の養魚池で飼育しているヤマメ・ウグイの食害が確認されている。近年、飛来数の増加に伴う被害の拡大が懸念されている。

⑨ アナグマの被害

アナグマによる被害は、古殿町内一円で発生し、5～6月にかけてカボチャ、トウモロコシなどの飼料作物の食害が発生しており、被害面積が年々拡大する傾向にある。

(3) 被害の軽減目標

イノシシ

指標	町村	現在値(平成27年度)	目標値(平成31年度)
被害金額	石川町	760千円	500千円
	玉川村	1,102千円	880千円
	平田村	556千円	429.1千円
	浅川町	530千円	466千円
	古殿町	1,080千円	566千円
	計	4,028千円	2,841.1千円
被害面積	石川町	104a	70a
	玉川村	82a	65a
	平田村	70a	60.2a
	浅川町	35a	31a
	古殿町	485a	400a
	計	776a	626.2a

カルガモ

指標	町村	現在値(平成27年度)	目標値(平成31年度)
被害金額	石川町	27千円	20千円
	玉川村	231千円	185千円
	平田村	21千円	19.6千円
	浅川町	25千円	22千円
	古殿町	121千円	60千円
	計	425千円	306.6千円
被害面積	石川町	2a	1.5a
	玉川村	22a	18a

	平田村	10a	7a
	浅川町	3a	2a
	古殿町	40a	20a
	計	77a	48.5a

カラス

指標	町村	現在値(平成27年度)	目標値(平成31年度)
被害金額	石川町	—	
	玉川村	2,581千円	88千円
	平田村	5千円	3.5千円
	浅川町	500千円	20千円
	古殿町	129千円	64千円
	計	3,215千円	175.5千円
被害面積	石川町	—	
	玉川村	18a	14a
	平田村	5a	3.5a
	浅川町	3a	2a
	古殿町	20a	10a
	計	46a	29.5a

カワウ

指標	町村	現在値(平成27年度)	目標値(平成31年度)
被害金額	石川町	5,638千円	4,200千円
	玉川村	—	
	平田村	—	
	浅川町	200千円	133千円
	古殿町	350千円	150千円
	計	6,188千円	1, 283千円
水産物被害量	石川町	2,420kg	430kg
	玉川村	—	
	平田村	—	
	浅川町	100kg	66kg
	古殿町	420kg	200kg
	計	2,940kg	696kg

アオサギ

指標	町村	現在値(平成27年度)	目標値(平成31年度)
被害金額	石川町	—	
	玉川村	0円	0円
	平田村	—	
	浅川町	—	
	古殿町	0円	0円
	計	0円	0円
被害量	石川町	—	
	玉川村	0a	0a
	平田村	—	
	浅川町	—	
	古殿町	水産物 0kg	水産物 0kg
	計	0a 0kg	水稲0a 水産物0kg

ハクビシン

指標	町村	現在値(平成27年度)	目標値(平成31年度)
被害金額	石川町	—	
	玉川村	0円	0円
	平田村	—	
	浅川町	65千円	57千円
	古殿町	110千円	80千円
	計	175千円	137千円
被害面積	石川町	—	
	玉川村	0a	0a
	平田村	—	
	浅川町	4a	2a
	古殿町	50a	40a
	計	54a	42a

ダイサギ

指標	町村	現在値(平成27年度)	目標値(平成31年度)
被害金額	石川町	—	
	玉川村	0円	0円
	平田村	—	
	浅川町	—	
	古殿町	0円	0円
	計	0円	0円

被害量	石川町	—	
	玉川村	水稻0a	水稻0a
	平田村	—	
	浅川町	—	
	古殿町	水産物 0kg	水産物 0kg
	計	0a 0kg	0a 0kg

コサギ

指標	町村	現在値(平成27年度)	目標値(平成31年度)
被害金額	石川町	—	
	玉川村	0円	0円
	平田村	—	
	浅川町	—	
	古殿町	0円	0円
	計	0円	0円
被害量	石川町	—	
	玉川村	水稻 0a	水稻 0a
	平田村	—	
	浅川町	—	
	古殿町	水産物0kg	水産物 0kg
	計	0a 0kg	0a 0kg

アナグマ

指標	町村	現在値(平成27年度)	目標値(平成31年度)
被害金額	石川町	—	
	玉川村	—	
	平田村	—	
	浅川町	—	
	古殿町	20千円	10千円
	計	20千円	10千円
被害面積	石川町	—	
	玉川村	—	
	平田村	—	
	浅川町	—	
	古殿町	10a	5a
	計	10a	5a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・5町村全てで鳥獣被害対策実施隊を設置し捕獲を実施している。 ・捕獲手段は、銃器、わなを使用している。なお、イノシシのくくりわなについては、町村が実施隊に貸与している。	・高齢化等により、狩猟者が減少し、捕獲の担い手育成が急務となっている。 ・被害の増加に伴い捕獲の出動要請が増加し、従来の捕獲体制では対応が困難になってきている。
防護柵の設置等に関する取組	・農家個人による電気柵やネット等の設置による取組が行われている。 ・被害地区において鳥獣被害対策実施隊と地域住民による追い払い活動を実施している。	・後継者不足により、防護柵設置及び管理に対する人員確保が課題である。

(5) 今後の取組方針

鳥獣による農作物及び水産物の被害は、年々増加しており、特に、イノシシによる被害が増加している。その対策として、以下のことに取り組む。また、イノシシの個体数調整については、有害捕獲、狩猟等により実施する。 ① 箱わなやくくりわなの捕獲機材及びICTの技術を導入するとともに、捕獲技術の向上を目的とした研修会等を実施し、効率的な捕獲方法の確立を目指す。 ② 鳥獣被害対策実施隊は高齢化や狩猟免許取得者が減少し、隊員の確保が難しい状況にあるため、狩猟免許取得に関する支援等を行い有害鳥獣捕獲の担い手の育成を図る。また、鳥獣被害防止関係者が連携し、対象鳥獣ごとに被害の実態調査及び解析を実施するとともに、総合的な被害防止対策を講ずる。今後は広域的な取組も視野に入れる。 ③ 鳥獣被害対策実施隊と地域住民との連携により被害地区のパトロールや追い払いを実施する。また、被害が大きい地区を中心に電気柵等の設置を推進する ④ 地域住民が自ら農作物を守る意識とともに、住民が主体となって被害防止対策が講じられるよう啓発を図るなど、地域ぐるみの鳥獣被害対策を推進する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

福島県猟友会石川支部各分会からの推薦を受けた者を石川地方町村が実施隊員として任命し、鳥獣被害対策実施隊を編成している。捕獲については、鳥獣被害対策実施隊と連携を図りながら行う。
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29	イノシシ カルガモ カラス カワウ アオサギ ハクビシン ダイサギ コサギ アナグマ	① 広報誌等を通じて、住民に対し狩猟に関する理解を促すとともに、狩猟免許試験についても情報提供を行い、免許取得に向けた研修会を開催する。 ② 箱わな、くくりわな及び無線機等の捕獲機材を導入する。
30	イノシシ カルガモ カラス カワウ アオサギ ハクビシン ダイサギ コサギ アナグマ	① 広報誌等を通じて、住民に対し狩猟に関する理解を促すとともに、狩猟免許試験についても情報提供を行い、免許取得に向けた研修会を開催する。 ② 箱わな、くくりわなによる捕獲技術の向上を目的とした研修会を開催する。
31	イノシシ カルガモ カラス カワウ アオサギ ハクビシン ダイサギ コサギ アナグマ	① 広報誌等を通じて、住民に対し狩猟に関する理解を促すとともに、狩猟免許試験についても情報提供を行い、免許取得に向けた研修会を開催する。 ② 箱わな、くくりわなによる効率的な捕獲技術の実証を行う。 ③ 捕獲技術の実証後、研修会を開催する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等設定の考え方
福島県第11次鳥獣保護管理事業計画(福島県第12次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)、福島県イノシシ管理計画及び福島県カワウ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	29年度	30年度	31年度
イノシシ	福島県第11次鳥獣保護管理事業計画(福島県第12次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 318頭	福島県第11次鳥獣保護管理事業計画(福島県第12次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 318頭	福島県第11次鳥獣保護管理事業計画(福島県第12次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 318頭
カルガモ	福島県第11次鳥獣保護管理事業計画(福島県第12次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)に基づく基準による。 捕獲目標 80羽	福島県第11次鳥獣保護管理事業計画(福島県第12次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)に基づく基準による。 捕獲目標 80羽	福島県第11次鳥獣保護管理事業計画(福島県第12次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)に基づく基準による。 捕獲目標 80羽
カラス	福島県第11次鳥獣保護管理事業計画(福島県第12次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)に基づく基準による。 捕獲目標130羽	福島県第11次鳥獣保護管理事業計画(福島県第12次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)に基づく基準による。 捕獲目標130羽	福島県第11次鳥獣保護管理事業計画(福島県第12次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)に基づく基準による。 捕獲目標 130羽
カワウ	福島県第11次鳥獣保護管理事業計画(福島県第12次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)、福島県カワウ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 30羽	福島県第11次鳥獣保護管理事業計画(福島県第12次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)、福島県カワウ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 30羽	福島県第11次鳥獣保護管理事業計画(福島県第12次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)、福島県カワウ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標30羽
アオサギ	福島県第11次鳥獣保護管理事業計画(福島県第12次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)に基づく基準による。 捕獲目標20羽	福島県第11次鳥獣保護管理事業計画(福島県第12次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)に基づく基準による。 捕獲目標 20羽	福島県第11次鳥獣保護管理事業計画(福島県第12次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)に基づく基準による。 捕獲目標 20羽

ハクビシン	福島県第11次鳥獣保護管理事業計画(福島県第12次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)に基づく基準による。 捕獲目標 60頭	福島県第11次鳥獣保護管理事業計画(福島県第12次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)に基づく基準による。 捕獲目標60頭	福島県第11次鳥獣保護管理事業計画(福島県第12次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)に基づく基準による。 捕獲目標 60頭
ダイサギ	福島県第11次鳥獣保護管理事業計画(福島県第12次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)に基づく基準による。 捕獲目標 16羽	福島県第11次鳥獣保護管理事業計画(福島県第12次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)に基づく基準による。 捕獲目標16羽	福島県第11次鳥獣保護管理事業計画(福島県第12次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)に基づく基準による。 捕獲目標 16羽
コサギ	福島県第11次鳥獣保護管理事業計画(福島県第12次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)に基づく基準による。 捕獲目標16羽	福島県第11次鳥獣保護管理事業計画(福島県第12次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)に基づく基準による。 捕獲目標16羽	福島県第11次鳥獣保護管理事業計画(福島県第12次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)に基づく基準による。 捕獲目標 16羽
アナグマ	福島県第11次鳥獣保護管理事業計画(福島県第12次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)に基づく基準による。 捕獲目標6頭	福島県第11次鳥獣保護管理事業計画(福島県第12次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)に基づく基準による。 捕獲目標 6頭	福島県第11次鳥獣保護管理事業計画(福島県第12次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)に基づく基準による。 捕獲目標 6頭

捕獲等の取組内容	
1 捕獲手段	(1) イノシシ 箱わな、くくりわな及び銃器による。 (2) カルガモ 銃器による。 (3) カラス 銃器による。 (4) カワウ 銃器による。 (5) アオサギ 銃器による。 (6) ハクビシン 箱わな及び銃器による。 (7) ダイサギ 銃器による。 (8) コサギ 銃器による。

(9) アナグマ	箱わな及び銃器による。
2 捕獲時期	農作物被害が多発する4月～11月にかけて重点的に実施する。
3 捕獲場所	被害が大きい地区について、鳥獣被害対策実施隊と連携を図りながら、重点的に実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
イノシシの捕獲については、箱わな、くくりわなにより捕獲を行っているが、捕獲の実績は十分でない。このようなことから、銃による捕獲を取り組んで行く。ただし、イノシシは非常に警戒心が強いことから、使用する銃は、射程の短い散弾銃ではなく、射程が長く殺傷力の高いライフル銃を使用し、遠距離からの捕獲を実施する。なお、ライフル銃の使用に当たっては、周囲の安全確認を十分に行い、確認ができた場合のみ使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	29年度	30年度	31年度
イノシシ	電気柵の設置 65,000m	電気柵の設置 32,200m	電気柵の設置 32,400m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29	イノシシ	○電気柵の設置及び管理に関する研修会を開催するとともに、地域における侵入防止柵の機能向上の支援を行う。 ○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。
	カルガモ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○花火等による追払いを実施する。
	カラス	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○防鳥ネット等被害対策の効果を検討する。
	カワウ	○テグス張りによる被害防止を行う。

		○花火による追払いを実施する。 ○飛来数の把握など生息状況の調査を実施する。
	アオサギ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○防鳥ネットの設置等を推進する。
	ハクビシン	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。
	ダイサギ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。
	コサギ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。
	アナグマ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。
30	イノシシ	○電気柵の設置及び管理に関する研修会を開催するとともに、地域における侵入防止柵の機能向上の支援を行う。 ○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。
	カルガモ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○花火等による追払いを実施する。
	カラス	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○防鳥ネット等の対策技術の実証を行う。
	カワウ	○テグス張りによる被害防止を行う。 ○花火による追払いを実施する。 ○飛来数の把握など生息状況の調査を実施する。
	アオサギ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○防鳥ネットの設置等を推進する。
	ハクビシン	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。
	ダイサギ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。
	コサギ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。
	アナグマ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。

31	イノシシ	○電気柵の設置及び管理に関する研修会を開催するとともに、地域における侵入防止柵の機能向上の支援を行う。 ○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。
	カルガモ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○花火等による追払いを実施する。
	カラス	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○防鳥ネットの設置等を推進する。
	カワウ	○テグス張りによる被害防止を行う。 ○花火による追払いを実施する。 ○飛来数の把握など生息状況の調査を実施する。
	アオサギ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○防鳥ネットの設置等を推進する。
	ハクビシン	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。
	ダイサギ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。
	コサギ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。
	アナグマ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。

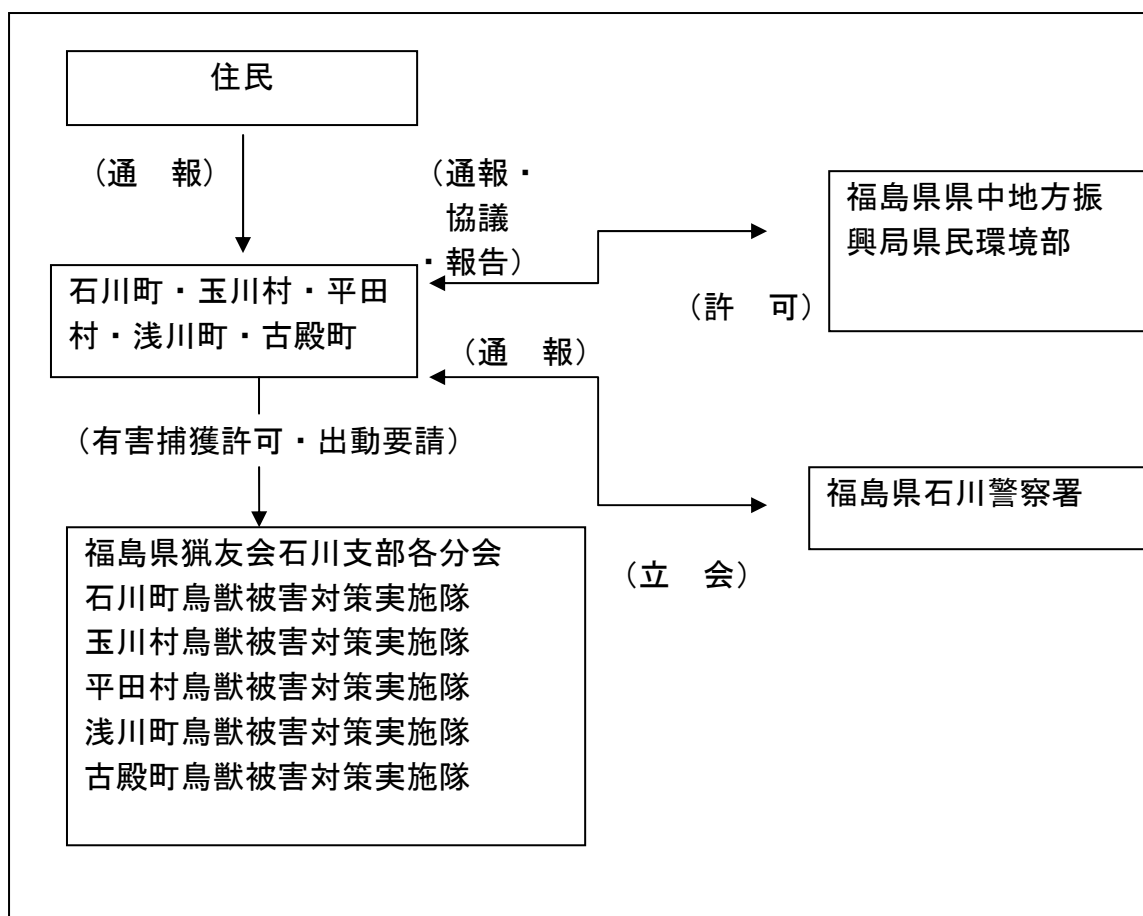
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
石川町・玉川村・平田村・浅川町・古殿町	事務局を担当し、広報無線等により、住民へ周知するとともに、県及び警察、鳥獣被害対策実施隊等と連携した対応を図る。
福島県猟友会石川支部 石川町分会 玉川村分会 平田村分会 浅川町分会 古殿町分会	町村と連携し、有害鳥獣に関する情報提供を行う。
石川町鳥獣被害対策実施隊 玉川村鳥獣被害対策実施隊	被害情報の収集と住民への喚起を行う。捕獲許可の下りた有害鳥獣の捕獲に従事する。

平田村鳥獣被害対策実施隊 浅川町鳥獣被害対策実施隊 古殿町鳥獣被害対策実施隊	
石川警察署	町と連携し、有害鳥獣に関する情報提供と助言及び指導、住民の避難誘導等を行う。
福島県県中地方振興局 (県民環境部)	町と連携し、有害鳥獣の捕獲及び被害防止に関する助言及び指導を行う。

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	石川地方鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
石川町・玉川村・平田村・ 浅川町・古殿町	生息調査及び被害防止対策の普及・推進
福島県猟友会石川支部各分会	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣関連の情報提供及び有害鳥獣捕獲を実施する。
夢みなみ農業協同組合	有害鳥獣関連の情報提供及び被害防止に関する指導する。
福島県農業共済組合いわせ石川支所	農作物の被害に関する調査
ふくしま中央森林組合 石川岩瀬事業所	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
石川町・玉川村・平田村・浅川町 古殿町農業委員会	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
福島県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連の情報提供及び保護に関する業務を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
石川警察署	狩猟等に関する助言及び指導並びに情報提供を行う。
福島森林管理署白河支署 大原森林事務所	国有林での有害鳥獣関連の情報提供を行う。
福島森林管理署白河支署 横川森林事務所	国有林での有害鳥獣関連の情報提供を行う。
福島県県中地方振興局 (県民環境部)	有害鳥獣の捕獲及び被害防止に関する助言並びに指導を行う。
福島県県中農林事務所 (農業振興普及部)	有害鳥獣による農作物の被害防止に関する助言及び指導を行う。
福島県県中農林事務所 (須賀川農業普及所)	有害鳥獣による農作物の被害防止に関する助言及び指導を行う。
阿武隈川漁業協同組合	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
鮫川漁業協同組合	有害鳥獣関連の情報提供を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事

平成25年4月1日に設置	石川町隊員29名
平成25年5月16日に設置	玉川村隊員12名
平成24年11月7日に設置	平田村隊員16名
平成25年7月1日に設置	浅川町隊員11名
平成27年4月1日に設置	古殿町隊員25名

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理施設での焼却及び埋設等適切に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

当地方全域に、国からの出荷制限指示及び摂取制限指示が出されており、当面の間捕獲した対象鳥獣の食品としての利用は困難。
--

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし
